

グループホーム高津くぬぎ園 料金のご案内

介護保険 基本

項目	介護度	単位/日	1割負担	2割負担	3割負担	内容説明	
①	基本単位	要支援2	748 単位/日	24,056 円/月	48,112 円/月	72,167 円/月	<ul style="list-style-type: none"> 当施設の地域区分は 10.72 1単位= 10.72 円 ※地域区分 1,2,3割負担額は上記単位数で計算されております。 (小数点以下は切り捨て) ・要介護状態区分、1日あたりの単位数。 ・1,2,3割負担額 料金表記載の金額は、利用日数を30日として算出しており、 利用日数により請求額は変動します。
		介護度1	752 単位/日	24,185 円/月	48,369 円/月	72,553 円/月	
		介護度2	787 単位/日	25,310 円/月	50,620 円/月	75,930 円/月	
		介護度3	811 単位/日	26,082 円/月	52,164 円/月	78,246 円/月	
		介護度4	827 単位/日	26,597 円/月	53,193 円/月	79,789 円/月	
		介護度5	844 単位/日	27,143 円/月	54,286 円/月	81,429 円/月	

介護保険 主な加算

項目	加算名	単位	1割負担	2割負担	3割負担	内容説明	
②	初期加算	初期加算	30 単位/日	965 円/月	1,930 円/月	2,895 円/月	入居から起算して30日以内の期間については、 1日につき30単位を算定致します。※1
③	医療連携体制	医療連携体制加算	39 単位/日	1,255 円/月	2,509 円/月	3,763 円/月	訪問看護ステーション、又は看護師（職員）の24時間連絡体制を 確保し、週1以上看護師による日常的な健康管理を行います。※2
④	若年性認知症	若年性認知症加算	120 単位/日	3,860 円/月	7,719 円/月	11,578 円/月	40歳以上65歳未満の若年性認知症者を受け入れた場合に算定致しま す。※3
⑤	サービス提供強化	サービス提供体制強化加算	6 単位/日	193 円/月	386 円/月	579 円/月	※4
⑥	処遇改善	処遇改善加算	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	当施設では、加算 I 11.1%を取得しております。※5
⑦	口腔衛生	口腔衛生管理加算	30 単位/月	33 円/月	65 円/月	97 円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔 ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。
⑧	栄養改善	栄養スクリーニング加算	5 単位/回	6 円/月	11 円/月	16 円/月	利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態 に係る情報を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定致します。
⑨	認知症専門	認知症専門ケア加算	3 単位/日	97 円/月	193 円/月	290 円/月	※6
⑩	夜間支援	夜間支援体制加算	50 単位/日	1,608 円/月	3,216 円/月	4,824 円/月	事業所を構成するユニットの数に1を加えた数以上夜勤者を追加配置 した場合算定致します。
⑪	看取り介護	看取り介護加算	1 単位/日	1 円/月	1 円/月	1 円/月	※7
⑫	生活機能向上	生活機能向上連携加算	200 単位/月	215 円/月	429 円/月	644 円/月	※8
⑬	退去時の相談	退去時相談援助加算	400 単位/回	429 円/月	858 円/月	1,287 円/月	※9
⑭	入退院支援	入退院支援の取り組み	246 単位/日	1,583 円/月	3,165 円/月	4,747 円/月	入院後、3か月以内の退院が見込まれる場合、退院後の受入れ体制を 整えるため、入院日翌日より1日につき246単位を算定致します。※10

※の付いている加算は、種類又は補足を裏面へ記載致します。

自費

項目	金額	内容説明
⑮ 部屋代	70,000円/月	各部屋洋室10.53㎡、押入れ、エアコン完備。
⑯ 食材費	36,000円/月	おやつ代を含む、3食/日の食事代。外出時や特別食の場合は別料金となります。
⑰ 水道光熱費	20,000/月	利用状況や、物価に応じて、利用料金を改定させていただきます。
⑱ 管理費	20,000/月	建物及び共有部分の保守管理・補修・清掃等、各種設備に関する維持の為の費用。
自費合計/月	146,000円/月	毎月の請求は自費の合計に、介護保険の基本（1～3割負担）と加算分を合計した物が当月の請求金額となります。
⑲ 敷金	300,000円	敷金は、退去時及び必要に応じ入居中の居室改装費用として充当致します。また、利用料滞納時にも充当致します。※ご利用契約の解除あるいは終了時、残金を返却致します。
⑳ お小遣い	10,000～30,000円/月	往診・受診費、処方費、理美容費、オムツ代、各種交通費、日用雑費等のためにお預りさせていただきます。※ご利用契約の解除あるいは終了時、またはご家族のご都合に応じて残金を返却致します。

<請求例>

要介護3、1割負担の利用者を例にあげると下記の通りとなります。

- ・入居30日まで 介護保険 ①26,082円+②+③+⑦=28,335円 自費 ⑮70,000円+⑯+⑰+⑱=146,000円 介護保険28,335円+自費146,000円=合計174,335円
- ・入居30日以降 介護保険 ①26,082円+③+⑦=27,370円 自費 ⑮70,000円+⑯+⑰+⑱=146,000円 介護保険27,370円+自費146,000円=合計173,370円

注：施設の状態により加算は異なるため、上記請求例には処遇改善加算の他、一部の加算は含まれておりません。

<利用明細、請求書>

毎月10日を目途に発送致します。お小遣いの使用内容に関する明細書も添付致しますが、内容についてご不明な点がございましたら10:00～16:00の間にお問い合わせ下さい。尚、利用料についてのご確認は一般職員では対応出来ませんので、施設責任者、介護支援専門員、事務員の何れかまでにご連絡頂けますようお願い致します。

<介護保険 加算の種類と補足>

- ※1、医療機関に30日以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を行います。
- ※2、医療連携体制加算（Ⅰ）39単位 （Ⅱ）49単位 （Ⅲ）59単位
- ※3、可能な限り、本人及び家族のニーズに応じたサービスが提供されていることが算定の要件となります。
- ※4、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ18単位 （Ⅰ）ロ12単位 （Ⅱ）6単位 （Ⅲ）6単位 介護福祉士の資格を持つ者、常勤者または勤続年数3年以上の者が一定の割合で雇用している。
- ※5、処遇改善加算・加算率（Ⅰ）11.1% （Ⅱ）8.1% （Ⅲ）4.5% （Ⅳ）4.1% （Ⅴ）3.6% 職員の賃金改善を実施している事業所として加算致します。（基本+加算単位）×（加算率）
- ※6、認知症ケア加算（Ⅰ）3単位 （Ⅱ）4単位 認知症介護について、国や自治体を実施する専門研修を修了した者が一定数勤務する事業所において算定されます。
- ※7、看取り介護加算 死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日 死亡日の前日及び前々日 680単位/日 死亡日 1280単位/日
- ※8、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行った場合算定されます。
- ※9、入居期間1カ月以上の利用者が退去後、居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用するとなった際、本人及び家族に対し退去後の生活について相談に応じた場合、利用者1人につき1回を限度とし算定致します。退去日から2週間以内に、関係する 地域包括支援センターに対し、入居者の介護状況など必要な情報を提供します。
- ※10、月6日以内、次月にかかる場合は延べ12日以内を算定致します。